○伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合監査委員条例

平成27年4月27日 条例第21号

改正 令和2年2月7日条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第 292条において準用する法第202条の規定に基づき、伊豆市伊豆の国市廃棄物処 理施設組合の監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(定期監査)

第2条 法第199条第4項の規定による監査を行うときは、当該監査の期日前10日 までに、その旨を管理者に通知しなければならない。

(臨時監査)

第3条 法第199条第5項及び第235条の2第2項の規定による監査を行うときは、 当該監査の期日前7日までに、その旨を管理者及び当該監査の対象となる機関 に通知しなければならない。ただし、緊急に監査の必要があると認めるときは、 この限りでない。

(関係人の出頭要求等)

- 第4条 法第199条第8項の規定により関係人に出頭を求め、若しくは関係人について調査し、又は関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求めるときは、当該監査の期日前7日までに、その旨を、管理者及び関係人に通知しなければならない。ただし、緊急に監査の必要があると認めるときは、この限りでない。(請求又は要求による監査)
- 第5条 法第75条第1項、第98条第2項及び第242条第1項の規定による請求に基づく監査、法第199条第6項の規定による要求に基づく監査並びに法第243条の2の2第3項の規定による監査等をしようとするときは、当該請求又は要求があった日から7日以内にこれに着手するように努めなければならない。

(月例現金出納検査)

第6条 法第235条の2第1項の規定による現金出納の定例検査は、毎月20日から 10日以内にこれを行う。ただし、やむを得ない理由があるときは、これを変更 することができる。 (決算及び書類の審査)

第7条 法第233条第2項の規定による審査に付されたときは、その日から60日以内に、意見を付して管理者に送付しなければならない。

(監査結果等の報告)

第8条 監査委員が監査の結果その他を公表するときは、伊豆市伊豆の国市廃棄物 処理施設組合公告式条例 (平成27年伊豆地区廃棄物処理施設組合条例第2号) の例によるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、監査、検査及び審査の執行について必要な 事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年条例第5号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。